

総務委員会

令和4年6月17日（金）

午前10時00分～午後0時07分

議会第1会議室

【出席委員】宮崎 健委員長、富永明美副委員長、藤田佳典委員、御厨洋行委員、
中村宏志委員、重松 徹委員、江頭弘美委員、黒田利人委員

【欠席委員】白倉和子委員

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

- ・総務部 坂井総務部長
- ・企画調整部 大串企画調整部長
- ・市民生活部 片渕市民生活部長
- ・地域振興部 宮崎地域振興部長
ほか、関係職員

【案件】

- ・付託議案について

○宮崎委員長

ただいまから総務委員会を開催いたします。

白倉委員が欠席されるとの連絡が入っておりますので報告いたします。

委員会の審査日程についてでございますが、タブレットに掲載の審査日程案のとおり進めたいと思います。

また、付託議案に関しては関連して現地視察を希望される場合は、審査終了までにお申出ください。

なお、現地視察につきましては、議案に関連し、賛否の判断に関わるような場合などに実施することに留意していただきますようお願いいたします。

審査の前に、4月に人事異動がっておりますので、まずは支所長の自己紹介をお願いいたします。

◎職員紹介

○宮崎委員長

それでは、審査日程に基づき、付託議案の審査に入りますので、総務部以外の職員の方は退室されて結構です。

◎関係職員以外退室

○宮崎委員長

議案審査に入る前に、4月の人事異動に伴う総務部の職員の紹介をお願いいたします。

なお、新任の方及び役職等の変更があった方のみ紹介していただければ結構です。

◎職員紹介

○宮崎委員長

それでは、付託議案の審査等に関係のない職員の方は退室されて結構です。

それでは、議案審査に入ります。

第37号議案を審査します。執行部に説明を求めます。

◎第37号議案 佐賀市支所設置条例の一部を改正する条例 説明

○宮崎委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から質疑をお受けいたします。質疑ある方は挙手をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なしということです。

ほかに質疑はないようですので、次に第50号議案を審査します。

執行部に説明を求めます。

◎第50号議案 専決処分について（令和4年度佐賀市一般会計補正予算（第1号）） 説明

○宮崎委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から質疑をお受けいたします。質疑ある方は挙手をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに質疑はないようですので、次に第35号議案を審査します。

執行部に説明を求めます。

なお、歳入から地方債の補正まで通して説明をお願いいたします。

◎第35号議案 令和4年度佐賀市一般会計補正予算（第2号） 説明

○宮崎委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑がある方は挙手をお願いいたします。

○重松委員

この地方債の償還財源の健全化比率とか、いろいろあるでしょう。どういう状況ですか。

○牛島財政課長

地方債の償還に対する自主財源の確保の割合を示す指標といたしまして、実質公債比率という指標がございます。この指標につきましては、令和2年度におきまして1.7%となっております。およそ目標といえますか、基準としては、25%という基準がございますので、それに比べますと、健全な状況にあると考えております。以上でございます。

○重松委員

それは財政比率じゃないですかね。それはまた別ですね。財政比率は分かれますか。

○牛島財政課長

財政力指数という指数でよろしかったでしょうか。

これは佐賀市の歳入全体に占める、いわゆる自主財源の割合につきまして、国が一定の基準に基づきまして算出する指標でございます。佐賀市におきましては、およそ0.65が財政力指数となっております。よろしかったでしょうか。

○重松委員

それは、全体的に平均よりどうなんですか。

○牛島財政課長

財政力指数につきましては、いわゆる交付団体で言いますとほぼ平均となっております。これは1.0を超えますと、不交付団体ということになります。

○宮崎委員長

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに質疑がないようですので、次に第51号議案を審査します。

執行部に説明を求めます。

◎第51号議案 令和4年度佐賀市一般会計補正予算(第3号) 説明

○宮崎委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から質疑をお受けします。質疑がある方は挙手をお願いします。

○黒田委員

関連で、今までコロナで国からいただいた分と佐賀市が出した分について大体分かりますか。大体でよかよ。何十何億と幾らという感じの、県と国と市が幾らで。

○宮崎委員長

時間がかかるようだったら、また後ででもよかですよ。

○坂井総務部長

令和3年度に、ですから、予算とすれば令和2年度の繰越し、令和3年度の単年度で終わったもので申し上げますと、令和3年度は98億4,400万円。令和3年度に使ったもの。ですから、予算とすると、2年度繰越しと。

○牛島財政課長

令和2年度に臨時交付金として計上しております事業費の累計です。47億5,000万円、この財源のうち、地方創生臨時交付金を40億8,000万円充当しております。残りが市の持ち出しということになります。これは令和2年度でございます。

令和3年度におきましては、予算といたしましては、事業費累計が、2月補正後の事業費の累計が13.7億円、このうち国、県の交付金等を除く、市の持ち出しは1.3億円となっております。13.7億円に対して1.3億円の持ち出しが、令和3年度の状況でございます。

今お示ししておりますものが、令和4年度の状況ということでございます。

○宮崎委員長

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに質疑はないようですので、次に第3号及び第4号報告について一括して執行部に説明を求めます。

◎第3号 令和3年度佐賀市一般会計継続費繰越計算書の報告について 説明

◎第4号 令和3年度佐賀市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について 説明

○宮崎委員長

ただいまの説明について皆様から質疑をお受けいたします。質疑ある方は挙手をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに質疑はないようですので、執行部の職員は退室されて結構です。

◎執行部退室

○宮崎委員長

それでは、企画調整部、佐賀駅周辺整備構想推進室です。

議案審査に入る前に、4月の人事異動に伴う企画調整部、佐賀駅周辺整備構想推進室の職員の紹介をお願いいたします。

なお、新任の方及び役職等の変更があった方のみ紹介していただければ結構です。それではお願いいたします。

◎職員紹介

○宮崎委員長

それでは、付託議案の審査等に関係のない職員の方は退室されて結構です。

それでは、議案審査に入ります。

第36号議案を審査します。執行部に説明を求めます。

◎第36号議案 佐賀市佐賀駅前交流広場条例 説明

○宮崎委員長

それでは、ただいまの説明について委員の皆様から質疑をお受けいたします。質疑のある方は挙手をお願いします。

○黒田委員

今の利用料については1万5,000円とっておりますが、その後、(3)で指定管理者の料金も設定されますが、1万5,000円との関係、全面でしたときに、1万5,000円で指定管理者がするかどうか分からんけど、その辺の関係はどがん、調整はどがんするのか。

○西佐賀駅周辺整備構想推進室副室長

資料1の3ページのほうに利用料金について規定しております。第15条になります。

第15条の3項に利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内、これは1万5,000円を指しますけれども、この金額の範囲内において指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定められておりますので、指定管理者が決定した後に佐賀市のほうと協議しながら決定していくというふうになってまいります。

○黒田委員

極端な話が、要するに、こっちは1万5,000円で貸す、普通の借り方としても、倍の3万円とかなんとかになる可能性はあるのかな。

○西佐賀駅周辺整備構想推進室副室長

あくまでも別表に定める金額の範囲内においてというふうに規定しておりますので、1万5,000円を超えることはない。ただ、営利目的の利用の場合はその10倍と規定しております。

○宮崎委員長

ほかにありませんか。

○御厨委員

ここはまずもって設備的に電気とか上下水道とか、そういうのは入るんですか。それもその金額に入るのかということを知りたいです。

○西佐賀駅周辺整備構想推進室副室長

電源とか水道も持ってきております。この使用料の中で1万5,000円の上限の使用料の中で、それを使用させていただくことが可能でございます。

○宮崎委員長

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに質疑がないようですので、次に第42号議案を審査いたします。執行部に説明を求めます。

◎第42号議案 佐賀県市町総合事務組合理約の変更について 説明

○宮崎委員長

ただいまの説明について委員の皆様から質疑をお受けいたします。質疑がある方は挙手をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに質疑がないようですので、次に第35号議案を審査いたします。執行部に説明を求めます。

◎第35号議案 令和4年度佐賀市一般会計補正予算(第2号) 説明

○宮崎委員長

ただいまの説明について委員の皆様から御質疑をお受けいたします。質疑がある方は挙手をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに質疑はないようですので、次に第4号報告について執行部に説明を求めます。

◎第4号報告 令和3年度佐賀市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について 説明

○宮崎委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

よろしいですか。すみません、私から。

繰越明許のジャンボタクシーですけれども、納期、年内、本当間に合いそうですか。

○大塚交通政策課長

入札が終わりまして、納入業者も決まっております。基本的に12月までの納期という契約を交わす予定でございます。今のところ納期については、問題は聞いておりません。

○宮崎委員長

問題なかですね。分かりました。

それでは、ほかに質疑はないようですので、執行部の職員の方は退室されて結構です。

そしたら、委員の皆様、お諮りします。ちょうど1時間たちましたので、今10時56分、手元にありますけど、次の再開を11時5分にしたいと思います。一時休憩いたします。

◎午前10時56分～11時04分 休憩

○宮崎委員長

それでは、議案審査に入る前に4月の人事異動に伴う市民生活部の職員の紹介をお願いいたします。

なお、新任の方及び役職等の変更があった方のみ紹介していただければ結構です。

それでは、お願いします。

◎職員紹介

○宮崎委員長

それでは、付託議案の審査等に関係のない職員の方は退室されて結構です。

◎関係職員以外退室

○宮崎委員長

それでは、議案審査に入ります。

第41号議案を審査します。執行部に説明を求めます。

◎第41号議案 佐賀市市税条例等の一部を改正する条例 説明

○宮崎委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から質疑をお受けいたします。質疑がある方は挙手をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようですので、次に第48号議案を審査します。執行部に説明を求めます。

◎第48号議案 専決処分について（佐賀市市税条例の一部を改正する条例） 説明

○宮崎委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑がある方は挙手をお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、次に第35号議案を審査いたします。執行部に説明を求めます。

◎第35号議案 令和4年度佐賀市一般会計補正予算（第2号） 説明

○宮崎委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑がある方は挙手をお願いします。

○黒田委員

更新するということですが、自分のマイナンバーカードを使うと、これは戸籍も含めて全部登録されているから、それで済むんじゃないですか。手続上、マイナンバーカードを使ったら、その方のあれはほとんどインプットされているわけでしょうが。戸籍をわざわざ、新規の方も戸籍を出す必要があるちゃろうか。

○久富市民生活課長

今回、切替え、いわゆる更新分は、そもそも戸籍の提出が不要ですので、それで、今回電子が可能になっています。

新規は、今おっしゃるとおり、戸籍が今必要となっていますけれども、いわゆる行政機関間の間で見ることがまだできないんです。この法の施行が令和5年度からになっておりますので、そこからスタートします。

○江頭委員

ということは、受付端末のこの機械で、法の改正が進めば、できるということ。それで、令和6年からは新規の申請書も、要するに、その端末機の費用は発生しないということではないんですか。

○久富市民生活課長

その法の改正が行われ、施行されて、いよいよパスポートでも、新規で今まで添付が必要でしたけれども、これはもう市のほうで見ることができるようになりますので、わざわざ戸籍の証明を取っていただいたのが不要になります。

もう一度言い直しますけれども、パスポートの新規の申請分で戸籍が不要になる、いわゆる電子申請ができるようになるのは、令和6年度からでございます。

○重松委員

旅券を受け取るときに手数料が要るじゃないですか。今まで現金で払ったような気がするんですけども、これはキャッシュレスとかなんとかで、できるんですかね。

○久富市民生活課長

クレジットカード納付が令和5年度から予定されているところでございます。

○中村委員

利用者の方は申請から交付までに至る流れで、窓口に出向くのは1回のみとされていますけれども、申請から交付に至るまでの手続の流れで、ちょっと短縮になったとか、期間が短くなったとか、そういったものって何か影響とか、そういうのはありますか。

○久富市民生活課長

利用者の方は、まずは申請に来なくていい、いつでもどこでも自分のスマホからできるということがあります。

期間の短縮につきましては、市が受け付けします。マイナポータルから電子申請が来ます。今までそこで紙のものを県のほうに送っていたんですね。これが電子でできるようになりますので、その分がちょっと短縮できるんじゃないのかなというふうに思っております。

○江頭委員

これは、そしたら今までどおり写真のサイズとかも、それは変更なしで、きちっとやらなくちゃいけないと、アップロードしないと駄目だということですよ。

○岩永市民生活課参事

写真についても規格などは今、紙の申請で行っていただくのと同様にあったものをアップロードしていただくというふうになります。将来的にはAI審査とかも、計画というか、されております。

○江頭委員

マイナンバーカードの写真は絶対不可というような形になるのかな。例えば、マイナンバーで使って申請できるから写真も前のがあるじゃないですか。そういう利用はできないのか。

○岩永市民生活課参事

写真のほうは6か月以内となっておりますので、それ以内で規格を満たしていれば、使っていただいてもいいかと思えます。

○宮崎委員長

ほかにありませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ほかに質疑がないようですので、次に第4号報告について執行部に説明を求めます。

◎第4号報告 令和3年度佐賀市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について 説明

○宮崎委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けします。質疑のある方は挙手

をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑はないようですので、執行部の職員は退室されて結構です。

◎執行部退室

○宮崎委員長

それでは、議案審査に入る前に、4月の人事異動に伴う地域振興部の職員の紹介をお願いいたします。

なお、新任の方及び役職等の変更があった方のみ紹介していただければ結構です。

それでは、お願いいたします。

◎職員紹介

○宮崎委員長

付託議案の審査等に関係のない職員の方は退室されて結構です。

それでは、議案審査に入ります。

第46号議案を審査します。執行部に説明を求めます。

◎第46号議案 川上公民館新築(建築)工事請負契約の締結について 説明

◎第47号議案 佐賀市文化会館西側広場改修(外構)工事請負契約の締結について 説明

○宮崎委員長

ただいま第46号議案及び第47号議案の説明が終わりました。

委員の皆様から質疑をお受けいたします。質疑ある方は挙手をお願いいたします。

○黒田委員

47号議案は1者のみ。

○山口契約監理課長

1者のみでございます。1者の申込みしかありませんでした。

○黒田委員

あんまり言いたくないが、恐らく入札制度の中で、何か3者ぐらいのあれでしなさいとかいう項目があって、1者だと競争が働かんでしょうが。私はよかと思っていますけど、そんなふうによく市のほうが説明されるんですよ。競争入札ができないからという説明をほかの件でされていたので、その整合性はどうですか。

○山口契約監理課長

この案件につきましては、確かに結果的には1者しか申込みがあっておりませんでした。今回の工事の案件で、全部で、それ相応の業者数はありましたけれども、もともと、この入札自体は電子入札ということで行っております。

電子入札というのは、そもそもが、ほかにどこが参加したかどうかというのは、結果を発表するまで、公表するまで分からないものとなっておりますので、たとえ1者であろうとも、それぐらい価格競争等は働いているというふうに見込むことができます。

現に落札率を御覧いただければと思いますが、総務部1の資料を見ていただきますと、1つ前に説明しました46号議案と47号議案を比べますと、46号議案のほうは、6者参加がございましたけれども、落札率は99.23%。それに対しまして、第47号議案のほうは1者でありましたけれども、落札率は92.16%ということで、最低制限価格の92%に近い額で落札しているということがございまして、1者でありますけれども、適切に競争原理は働いているものというふうに見ております。

○黒田委員

そしたら、佐賀市全体として、そうであれば、ほかのときも、1者なら1者しか出ていないときなんかは、そういう競争が働かないから何者以上とか、そういう規定をするというのは、回答するのはおかしいことじゃない。全部そういうふうに、ほかの入札制度について一貫した形でやらないと、この課はそがんする、あの課はこがんすると、そういうことじゃ、佐賀市全体の入札制度に問題があるんじゃないのという気がしますけれども、どうでしょう。

○山口契約監理課長

入札の方式も大きく言えば指名競争入札と一般競争入札でありますけれども、指名競争入札では、確におっしゃるように、少なかったら競争原理が働きにくいのかなという側面はあるかと思いますが、そういった場合であれば、何がしかの制限等を設けることも可能だと思いますが、今回の案件についてはあくまで一般競争入札、手上げ方式でございまして、そこまでの規制をかける必要はないのかなというふうに考えておるところでございます。

○江頭委員

そもそも47号議案の物件は、共同体じゃないと入札できないという決まりがあったんですか。

○山口契約監理課長

今回のこの47号議案については入札の段階から共同企業体、2者で組んで申し込んでくださいというような要件を定めております。

○江頭委員

その理由は。

○山口契約監理課長

そもそも共同企業体を要件と定める考え方には、工事の施工がより確実に行われること、これを目的に定めたものでございますが、佐賀県のほうでも共同企業体の取扱要領を定めているんですが、それを佐賀市も準用しているといったところでございます。

今回は設計金額1億円以上ということになっておりましたので、対象とするというふうに判断したものでございますが、共同企業体を組むことによって技術力の拡充強化が図られるというふうになっております。

また、今回の工事は隣接して行われております県の発注工事でありますサンライズパークの関連工事が、今なされております。特に今回の市の工事の隣がサンライズパークのほうに国道を越えて渡る横断橋の設置工事などもなされておまして、そういった工事とも密接につながりがありまして、例えば、工事関係の車両の進入一つにとってみても、いろいろと関係業者等で調整したりとか、そういったことで、結構、負担の大きい工事というふうに見込んでおります。そういったこともあり、1者で担うよりも複数の業者で組んで、2者で組んでしたほうが、より危険回避にもつながるといったものが多く、そのほうが工事も進みやすいというふうに判断して設けたものでございます。以上です。

○江頭委員

この共同体はA級、B級の規定はなかったんですか。設けていないか。

○山口契約監理課長

A級のみの中で組んでくださいというふうにしております。

○宮崎委員長

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに質疑はないようですので、第35号議案を審査いたします。

執行部に説明を求めます。

◎第35号議案 令和4年度佐賀市一般会計補正予算(第2号) 説明

○宮崎委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けします。質疑のある方は挙手をお願いします。

○御厨委員

地域振興部2なんですけど、制度のことで教えてほしいんですけども、県単ということ、7番から11番まで追加されておりますけど、これは前の要件を満たしていなければいけないんですか、ちょっとそこを教えていただきたい。

○筒井地域政策課長

その表の頭に2. 予算額要件等と書いている欄がございます。お分かりになりますか。

1番から11番まで番号を振っている表の表頭のところに、2. 予算額要件等と書いておまして、(3)及び(4)を満たし、かつ(5)から(11)のいずれかを満たすということでございます。だから、49歳以下で、直近まで佐賀県以外に住んでいた人が、(5)から(11)のどれかの要件に当たればということです。

○重松委員

ちょっと関連しますけれども、対象が東京圏でしょう。東京圏といいますと、23区と奥多摩町とか、いろいろあるじゃないですか。だから東京都内だけなのか、それとも千葉県とか関東地区も入るのか。千葉県とか、もっと広く埼玉県とか。

○筒井地域政策課長

今回は、今、重松委員が質問になったのは、今までやってきている国の補助金を使った移住支援金のことをごさいます、この表の右側は既に令和元年に議決いただいて、今、予算を執行しているものをごさいます。それが東京圏に通勤したり、東京圏に住んでいた人が対象をごさいました。

今回そこを東京以外の人にも移住で支援したいということで、左側の欄、この拡充という県単で行うところに、今、同意というか、承認いただくこととしているんですけど、そこが佐賀県以外の人ということでごさいます。

○重松委員

そしたら、関係人口、そういった人たちも対象になるのかな、どうかな。

○筒井地域政策課長

まさしくそういう人たちを、この制度で支援したいと思っております。

○宮崎委員長

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに質疑がないようですので、次に第3号及び第4号報告について一括して執行部に説明を求めます。

◎第3号報告 令和3年度佐賀市一般会計継続費繰越計算書の報告について 説明

◎第4号報告 令和3年度佐賀市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について 説明

○宮崎委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から質疑をお受けいたします。質疑がある方は挙手をお願いいたします。

○黒田委員

東名遺跡を今調査、研究しよると言われたが、あその場所は大体示されましたけれども、排水、浸水の関係についても積算の中に入れているのかな。

○木島文化財課長

浸水対策については、今基本設計を進めている中で、建物造成を含めてどういうふうに対応するほうがいいのかというのを検討中のごさいます。

○宮崎委員長

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに質疑はないようですので、執行部の職員の方は退室されて結構です。

◎執行部退室

○宮崎委員長

それでは、委員の皆様にお諮りいたします。今回の付託議案の審査に関して、現地視察

の希望はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

現地視察はないようですので、次回の委員会は6月20日月曜日の午前10時から採決・まとめを行いますので、よろしくお願いいたします。

以上で本日の総務委員会を終了いたします。